

東京医療保健大学学部長等会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第55条第3項の規程に基づき、学部長等会議の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 学部長等会議は、次に掲げる教学上の重要事項を審議し、大学経営会議に提案する。

- (1) 年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの。
- (2) 学則(教育研究に関する部分に限る)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項。
- (3) 学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項。
- (4) 学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項。
- (5) 各学部・学科・研究科間の教育研究に係る連絡及び調整。
- (6) 学長選考委員の選出に関する事項。
- (7) その他教育研究に関する重要事項。

(構成)

第3条 学部長等会議は、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、大学経営会議室長、事務局長等をもって組織する。

- 2 学部長等会議に議長を置き、学長をもって充てる。学部長等会議は、学長が招集する。学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
- 3 議長が必要と認めるときは、学部長等会議の構成員以外のものを出席させ、意見を聴取することができる。

(事務)

第4条 学部長等会議に関する事務は、企画部で行う。

(規程の改訂)

第5条 この規程の改訂は、大学経営会議にて決定する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。